令和５年　第５回　新富町農業委員会会議録

（令和５年５月２９日）

新　富　町　農　業　委　員　会

令和５年　第５回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和５年５月２９日（月）
召集の場所	新 富 町 役 場
開閉会日時 及び宣言	開会　令和５年　５月２９日　午後　３時００分　　議長 閉会　令和５年　５月２９日　午後　３時２６分　　議長

応召集委員及び出席並び欠席委員	議席番号	氏　　名	出欠	議席番号	氏　　名	出欠
	１番	平下　裕敏	○	９番	欠員	―
	２番	芳野　京子	○	10番	川野　國廣	○
	３番	山口　弘安	○	11番	中山　真一	○
	４番	藤井　貞敏	○	12番	長友　保	○
凡　例	５番	水筑　祐子	○	13番	猪俣　忠	○
○　出席	６番	太田　茂	○	14番	井崎　誠	○
×　欠席	７番	長友　万藏	○	15番	長友　嘉美	○
	８番	鬼塚　眞理子	○	16番	前田　章男	○

会議録署名委員	６番　太田　茂委員　　７番　長友　万蔵委員					
職務のため会議に出席した者の職氏名	局　長	宮本　信一	○			
	局長補佐	和田　憲幸	○			
	主幹兼係長	池田　美季	○			
	係長	中谷　静江	○			

会議に付した事件	別紙のとおり
議　事　日　程	別紙のとおり
会　議　の　経　過	別紙のとおり
議　　案　　写	省　　略
傍聴人	

付議した案件

(1)　農地法第３条の規定による許可申請承認について

(2)　農地法第５条の規定による許可申請承認について

(3)　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

(4)　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

(5)　農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第１

会議録署名委員の指名について

日程第２

会期の決定について

日程第３

議案第 22 号　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第 23 号　農地法第５条の規定による許可申請承認について

議案第 24 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第 25 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 26 号　農地法の適用を受けない土地の証明について

議長　　ただ今から、令和 5 年第 5 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達しております。

議長　　4 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長　　日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
　会議録署名委員に 6 番　太田　茂委員、7 番　長友万藏委員を指名いたします。

議長　　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。
　お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

（異議なし声あり）

議長　　異議がないようですので、本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。

議長　　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第 3　議案第 22 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田で 561 ㎡です。経営規模拡大で無償贈与です。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

中山　　ないです。

議長　　次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 2 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、他全 11 筆、畑が１０筆の 9904.92 ㎡、田が 1 筆の 3,842 ㎡、所有権移転で経営移譲の生前贈与となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

川野　　ありません。

議長　　次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 3 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 1,503 ㎡、所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■■円で 10 アールあたり 067■■■■円となっております。ここは■■■■に隣接した進入口のない農地ですので、今回譲受人が購入という事になりました。■■■■さんの経営面積は、今回の農地 1,503 ㎡と■■さんのお父様である■■さんと合わせると、田が 8,381 ㎡、畑が 23,833 ㎡、計 32,214 ㎡になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

川野　　ありません。

議長　　次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 4 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■他全 3 筆、田が 2 筆の 3,865 ㎡、畑が 1 筆の 183 ㎡です。所有権移転で経営

規模拡大の対価額■■■■円で10アールあたり■■■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉　ありません。

議長　ただいま議案第22号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長　質問等はないですか？

議長　それでは質問もないようですので採決します。

議案第22号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員ですので、議案第22号については、申請どおり承認されました。

議長　次に、議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長　それでは、その1について、事務局に説明を求めます。

事務局　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。現地調査資料の1ページになります。

貸主は■■■■さん、借主は■■■■■■■■■■■■さんで、申請地は越馬場野中線沿いの■■■■■■■■の道を挟んだ反対側になります。

申請地は■■■■■■■■、登記地目が畑の 403 ㎡で、申請内容は倉庫及び事務所建築で建築面積は 149.6 ㎡、申請理由は議案書記載のとおりで、第2種農地で使用貸借の事業計画変更です。なお、この案件は平成12年5月23日にアパート建築用地で5条転用の許可が出ております。説明は以上です。

議長　　それでは現地調査の報告をお願いします。

16 番　前田章男委員

前田　　はい、16 番前田が現地調査の説明をいたします。
倉庫がすでに建っており、現地は空き地になっていまして、以前、アパートが建つ予定だったということで綺麗にされていますので、特に問題はないと思われます。

議長　　それでは地元委員の補足説明はないですか。

井﨑　　はい。

議長　　それでは、その 2 について事務局に説明をお願いします。

事務局　　それでは、その 2 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 3 ページになります。
譲受人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■他全 3 筆で■■■■■■■■の奥に進み、一番奥の右側の斜面にある■■■■■■■■の下の土地になります。登記地目が田の 458 ㎡、申請内容は太陽光発電施設拡張で、申請理由は議案書記載のとおりです。第 1 種農地と判断しております。なお、こちらの現場は事業完了しておりますので追認案件となっております。土地代は■■万円となっております。説明は以上です。

議長　　それでは現地調査の報告をお願いします。

3 番　山口　弘安　委員

山口　　3 番山口が現地調査の報告をします。全部現場は出来上がっており何ら問題ないと思われます。

議長　　地元委員の補足説明はないですか。

井﨑　　ここは、自分が日置水利組合をしていた 4 年前ぐらいの時にも崩れて、その時からずっとここの部分を買ってくれということで、田んぼが埋まっていて排水が出来ない状態なのでちょうど良かったと思いま

す。

議長　　ただいま議案第 23 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長　　質問等はないですか？

議長　　それでは質問もないようですので採決します。
議案第 23 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第 23 号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長　　つぎに、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その 1 の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

15 番　長友嘉美委員

長友嘉　　はい、15 番長友がその 1 を説明します。
譲渡人が■■■■さん、譲受人が■■■■さん、住所が■■■■■■■■■■■■、田で 2,169 ㎡、同じ■■■■■■■■、田の 2,161 ㎡ 2 筆で 4,330 ㎡です。販売価格が■■■■円。移転時期が令和 5 年 6 月 15 日、反当たり■■■■円です。これはですね、相場的には安いんですけどハウスの中のビニールが放置されてたり、木が生えていたりで、その片付代を差し引いた形の金額になります。
これは、太田委員との共同あっせんになります。

議長　　次に、その 2 の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

議長　　10 番　川野國廣委員。

川野　　はい、10 番川野です。その 2 について説明をさせていただきます。
　譲渡人が■■■■■■■■■、■■■■さん。譲受人が■■■■■■■■■■■■、■■■■さん。申請地は、■■■■■■■■■■■■■と■■■■。畑２筆あわせて合計 4,692 ㎡になります。
　対価が■■■万円ということで移転時期は令和 5 年 6 月 30 日になります。10a あたり■■■■円になります。
　このあっせんにつきましては、共同あっせんになります。よろしくお願いします。

議長　　次に、その 3 とその 4 の所有権移転については関連がありますので併せて、関係委員に説明を求めます。

議長　　12 番　長友　保委員

長友保　　12 番長友がその 3 について説明いたします。
　譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■■■■■■。所在地　■■■■■■■■■、地目が田です。面積が 713 ㎡。経営面積は 1,738 ㎡、自作が 1,738 ㎡、貸付が 9,851 ㎡。販売価格が■■■■円です。移転時期が令和 5 年 6 月 22 日、10a 当たり■■■■■円です。以上です。
　続いて、その 4 について説明いたします。
　譲渡人が■■■■■■■■■です。譲受人が■■■■■■■■■■■■■■■　■■■■さん。所在地が■■■■■■■■■、地目が田です。面積が 713 ㎡。引き渡し価格が上記と一緒で■■■■円です。10a 当たり■■■■■■円です。以上です

議長　　続きまして貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局　　貸借権設定についてですが、その 5 と 6 につきましては、再設定になりますので説明は省略いたします。

議長　　ただいま議案第 24 号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長　　質問はないですか？

議長　　それでは質問もないようですので採決します。

議案第 24 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第 24 号については承認されました。

議長　　つぎに、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 11 項の規定による農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長　　それではその 1 からその 32 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局から説明申し上げます。
　こちらのその 1 から 32 までにつきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、24 ページの別紙様式第 7 号の 2 の配分計画（案）をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長　　ただいま議案第 25 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長　　質問はないでしょうか？

議長　　それでは質問もないようですので採決します。
　議案第 25 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第 25 号については承認されました。

議長　　つぎに、議案第 26 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長　　それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資

料の１ページになります。
　申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■■■■■、■■地区にある■■■■■■■の交差点を北に 200mほど下ったところになります。登記地目が畑の 88 ㎡で現況は森林の様相を呈しており、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長　　それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

議長　　10 番　川野國廣委員

川野　　10 番川野です。その１の■■■■さんの土地について現地調査をさせていただきました。
　現場は孟宗竹が生い茂り幅１メートル長さ 80m程度のひょろ長い土地で農地の利用としては全くできない状況でした。以上です。

議長　　それでは、その 2 について、事務局に説明を求めます。

議長　　それでは、その 2 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の 2 ページになります。
　申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■■■■■、乗合タクシー■■■バス停から西に 100mほど進んだところになります。登記地目が畑の 817 ㎡で現況は森林の様相を呈しており、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長　　それでは現地調査の報告をお願いします。

議長　　3 番　山口弘安委員

山口　　3 番山口が現地調査の報告をいたします。
　この土地は完全に山林化しており復旧はできないと判断いたしました。

議長　　それでは、その 3 について、事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 3 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の 3 ページになります。
　申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■■■■■、

■■地区の■■■■から100mほど進んだところになります。登記地目が畑の156㎡で現況は宅地となっており、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長　　それでは地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

議長　　4番　藤井貞敏委員

藤井　　4番藤井が現地調査の報告をさせていただきます。
　ここは、ちょうどカーブになっておりまして、もう農地の体はなしていなくて、そういう状況でしたので間違いなく非農地だと思いました。よろしくお願いします。

議長　　ただいま議案第26号について説明が終わりましたが、質問等はないでしょうか。

議長　　質問はないですか？

議長　　それでは質問もないようですので、採決します。
　議案第26号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第26号については承認されました。したがいまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長　　以上をもちまして、令和5年5月29日開会の第5回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和５年　５月２９日

会　　長　　平下　裕敏

署名委員　　太田　茂

署名委員　　長友　万蔵